

住宅用火災警報器の設置促進について

日頃から消防行政にご理解をいただきお礼申し上げます。

消防法の改正により、平成18年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、まだ設置されていない世帯も多数あります。

当消防本部においては、火災から生命や財産を守るため、皆様方に火災警報器の設置をお願いしているところです。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い直接お話することを避け、住宅用火災警報器の設置、適正な維持管理を促すことを目的に、リーフレットを投函させていただきました。

なお、別添の「住宅用火災警報器は大切な家族を守ります!!」をご一読いただき、ご自宅の住宅用火災警報器の設置状況について、下記お問い合わせ先にご連絡いただけましたら幸いです。

【お伺いしたい事項】

- ① ご住所・お名前
- ② 住宅用火災警報器の設置の有無
- ③ 設置されている場合は、設置箇所

※ お伺いする情報で、個人に関する情報は、本事業の目的外で使用することはありません。

住宅用火災警報器の設置率 の状況(令和4年6月時点)

全国平均	84.0%
山梨県平均	81.8%
甲府地区管内	82.1%

※ 職員が、警報器や消火器などを販売することはありません。身分証を確認する等、悪質な訪問販売者には十分ご注意ください。



投函日

令和 年 月 日

訪問者: 小林・矢川

訪問番号

お問合せ先

甲府地区広域行政事務組合消防本部

甲府市伊勢3丁目8番23号

担当: 予防課住宅用火災警報器普及員

電話: 055-222-1193

(平日: 午前9時00分~午後4時00分)